

佐賀県教育委員会告示第一号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成二十二年三月十二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第二百二十三号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	青漆塗萌黄糸威二枚胴具足 (附) 輪金 一点 (附) 鍋島内記茂生書付 一通 (附) 鎧櫃 一合	一領	佐賀市松原二丁目 五番二二号	財団法人 鍋島報效 会
重第二百二十四号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	鉄絵緑彩松樹文大皿	一口	武雄市西川登町大字 小田志一四九八 二番地	中島 宏
重第二百二十五号	佐賀県重要文化財 (歴史資料)	洪家伝来洪浩然関係資料 (附) その他洪家伝来資料 六八点	二四点	唐津市鎮西町名護 屋一九三一番三号 佐賀県立名護屋城 博物館	佐賀県
重第二百二十六号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	「背振山」銘銅製経筒	四口	佐賀市城内一丁目 一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県